

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第 1－4 号
令和 7 年 4 月 7 日

長野県知事

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		株式会社みのり建設 代表取締役 宮坂 典利 長野県諏訪郡富士見町富士見 11693 番地 7	
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処分業の変更許可	
条 例 第 46 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設 諏訪郡富士見町富士見字南原山 11686 番 1 ○中間処理施設（堆肥化施設） 諏訪郡富士見町富士見字南原山 11691 番 2、11692 番 1、11686 番 2、11686 番 3	
	② 廃棄物の処理施設の種類	○施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設 ○中間処理施設（堆肥化施設）	
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。） ○堆肥化する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。）、動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設 66 t / 日 (8.25 t / h : 8 時間稼働) ○中間処理施設（堆肥化施設） 22.79 t / 日	
	⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
		○破砕する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。） ○堆肥化する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。）、動植物性残さ	○破砕する産業廃棄物 なし ○堆肥化する産業廃棄物 動植物性残さ

		以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	特別管理産業廃棄物を除く。
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第46条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	諏訪郡富士見町富士見字南原山 11686 番 1	
	② 廃棄物の処理施設の種類	施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設	
	③ 処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。） 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	66 t / 日 （8.25 t / h ： 8 時間稼働）	
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和 7 年 4 月 8 日（火）～令和 7 年 5 月 7 日（水） （土日・祝日その他の県の休日を除く。）	
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	